

平成22年度 財団法人山口市文化振興財団

市民文化活動支援事業募集要領

助成の対象となるのは

山口市内を活動の本拠とする民間団体及び個人が行う、自主的かつ創造的な芸術文化活動で、平成22年4月1日から平成23年3月31日の間に実施される鑑賞事業や体験事業。

*ただし、次に掲げる事業は原則として助成の対象となりません。

営利を目的とするものと認められる事業 宗教的、政治的宣伝意図をもつと認められる事業
教室等が行う稽古、発表会に類する事業 山口市から補助金が交付される事業

申し込みの手続きは

申請書受付期間（火曜日除く）

平成22年3月1日（月）～3月31日（水） 11:00～19:00

財団事務所に電話連絡し来所日時を決めたのちに、応募書類をご持参ください。

財団事務所で担当者に事業内容について説明していただきます。

*郵送で応募される方も、受付期間内に電話連絡し4月4日（日）までに来所、事業内容について説明していただきます。（3月31日消印有効）

*来所の事前連絡がない場合、対応できないことがありますので、ご了承ください。

申し込みに必要な書類は次の～です。

(<http://www.ycfcp.or.jp/about.php> から様式をダウンロードしてお使い下さい。)

市民文化活動支援事業助成金交付申請書（第1号様式）

事業収支予算書（第2号様式）

団体又は個人概要書（第3号様式）

その他事業の概要がわかる参考資料

助成の決定と助成金額

提出された書類に基づき、当財団の審査委員会にて事業内容を審査し、採否と助成金額を決定します。

助成金額は、助成対象経費（入場料等の収入がある場合は、必要経費からその収入を控除した額）の2分の1以内の額となります。

助成金額の上限は、原則として一事業につき50万円とします。

*助成金は原則として事業終了後に交付します（手続き方法については別途お知らせします）。

*審査結果は申請者あて文書で通知します（平成22年5月中旬の予定）。

お問い合わせ

財団法人 山口市文化振興財団事務局 総務担当

〒753-0075 山口市中国町7-7

TEL: 083-901-2222 FAX: 083-901-2216